

# 平 戸 市 監 査 公 表 第 110 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 28 年 2 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

## 第 1 監査の対象

平戸市教育委員会 生涯学習課及び公民館

## 第 2 監査の期間

平成 27 年 12 月 16 日～18 日

## 第 3 監査の概要

### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

### (2) 監査の対象とした事項

平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

## 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
  - ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
- ① 公印の管理状況
  - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
  - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
- 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指摘事項等は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### 1. シーライフひらど改修工事について

元請業者の監理技術者の資格証明証が必要書類として添付されていない。

特に、元請の監理技術者が、施工計画、工程管理、安全管理、下請負業者の施工調整、指導監督等において主体的な役割を果たすこととなっており、資格証明書の確認は必要である。

#### 2. 中津良ふれあい会館駐車場土地賃貸借について

- ・面積 569.93 m<sup>2</sup> (172.7 坪)
- ・賃借料 年額 120,000 円

契約書中、第3条で賃貸期間を平成25年4月1日から平成26年3月31日とし、期間満了前に借受人、貸付人協議で更新することができるとしているが、更新する期間を定めていない。これは、実質的に自動更新とする契約であるので、長期継続契約への移行など検討すべきである。

#### 3. 平成25年度スポーツ推進事業補助金について

補助金算定の中で、1泊食事付の宿泊代は補助対象としているが、素泊まり等を選択した場合は、宿泊代のみが事業費とされ、食事代は補助対象外とされている。そのため食事付きの宿泊代と素泊まり宿泊代の取り扱いに不均衡が生じている。よって、

素泊まりの場合であっても、一定額の食事代を補助対象として定めるなど、保護者の負担軽減をはかるよう検討されたい。

#### 4. 生月町 B&G 海洋センター使用料について

トレーニングルーム使用料について、職員等が勤務している時間内であれば職員が受領し領収書を発行しているとのことであるが、時間外利用の場合、利用者の自主的判断で集金箱に投入するようになっており、小額ではあるが公金として取り扱う上で不適切と思われるので、適正な現金管理を検討されたい。

#### 【意見】

##### 1. 生月町中央公民館改修事業について

本件は、新耐震基準に適合していないため、耐震化工事もしくは建て替えによる老朽化対策を講じる必要があり、これまで数回、地元自治会と協議がもたれているものの、ほとんど進展していない。当公民館周辺地区には自治公民館がないため、自治公民館としての位置付けや漁協との借地問題など課題もあるので、地域住民の合意形成に導くための議論が必要と思われる。

##### 2. 平成 26 年度社会教育振興事業補助金について

この事業は、各地区の青少年健全育成会議、PTA 連合会、婦人会などの社会教育に関わる団体への運営補助金であるが、合併前の補助額をそのまま適用し現在に至っており、補助金の用途も様々である。また、繰越額も補助額を超過している場合も見受けられるので、これまでの事業の地域への貢献を考慮しつつも、補助額の算定について何らかの基準が必要と思われる。

## 第 6 章 結び

生涯学習課及び各公民館等においては、本市の教育振興基本計画及び人権教育・啓発基本計画等に基づき、市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送るために、生涯学習の機会を提供し、生きがいつくりや健康づくりを支援している。とりわけ公民館は、地域住民の生涯学習と交流の拠点として、地域にとって重要な施設であるが、時代の変遷とともに利用者の固定化が進み、社会教育法に位置付けられた施設というよりは、個人的な趣味や関心等を満たすための、いわば貸館業務としての施設になっている傾向が見受けられる。

生涯学習課では多くの社会教育施設を有しており、今後、平戸市公共施設適正化基本方針に沿った維持管理、施設更新が進められていくと思われるが、事務委託を含む関係所管課との綿密な連携が必要であり、引き続き事務事業の推進には万全を期していただきたい。

また、社会教育団体においては、会員減等による組織の弱体化や高齢化など様々な課題を抱え、これまでの懸命な努力にも関わらず、会員獲得に結びつかないまま今日に至っている。そうした中、市民が主体となってまちづくりに参画し、行政もそれを支援するいわゆる「市民協働によるまちづくり」が推進されており、自立に向けた組織づくりとなるよう期待したい。

一方、(仮称)総合情報センター建設事業(現未来創造館)については、市民や関係機関との調整をはじめ、各部署や既存図書館業務(図書司書)と連携して、専門部署を設けずに平常業務の中で成し遂げたことは評価すべきことと思われる。

また、当館は、昨年8月の開館以来多くの市民に利用されており、永田記念図書館や各公民館等に併設されている図書室とともに、市民の生涯学習の場だけでなく、児童生徒には読書力を育む重要な役割を担っており、広く市民のニーズに応える図書館の運営に大きな期待が寄せられている。今後も中央図書館として、学校図書館との連携や定期的な朗読会、読書感想文発表会、市民講座、ライブラリーコンサートの開催など多彩な催しを通じて図書館機能が十分に発揮できるよう望まれる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。